

第8回教育委員会会議

令和7年6月24日
午後3時30分
本庁舎第11共通会議室

案 件

議案第49号

大阪市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第49号

大阪市文化財保護審議会委員の委嘱について

1. 委 嘱

令和7年7月1日付をもって、大阪市文化財保護審議会委員を委嘱する。

2. 説 明

本審議会の委員については、令和7年6月30日をもって任期満了となることをふまえ、この間、次期委員の選任について検討を行ってきたところである。

本市では、市指定文化財の指定にまで至らず、本審議会での審議が保留となっている案件が多く残っている状況であり、学術的・専門的見地から多角的に議論を深めながら、今後も円滑な審議・答申を行うためには、これまでの指定に至る議論経過を熟知している人材が適していると考ええる。さらには文化財という専門的分野の造詣の深い人材は限られている。

以上により、今回について、本年6月30日付けで任期満了となる全委員について、再委嘱する。

任期については、大阪市文化財保護条例第53条第5項の規定により、いずれも令和7年7月1日から令和9年6月30日までの2年間とする。

3. 委員の選任方針について

- ・委員の専門分野は、大阪市に存在する多様な文化財についての意見を求めるため、分野別に建築2名、民俗1名、美術工芸3名、歴史5名、無形文化財（芸能、演劇等）1名、名勝1名、天然記念物1名、考古学2名、都市文化1名と、幅広い分野から選任する。
- ・男女比は17名中、男性10名、女性7名で、「審議会等の設置および運営に関する指針」及び「男女共同参画推進条例に基づく基本計画」で求められる「4割以上」を満たしている。
- ・委員の選任に際して、令和5年の選任から在任期間が4年を超える再任となること、また、そのうち5名が70歳を超えるものとなり「審議会等の設置及び運営に関する指針」の条件を満たさないことについては、次の理由により特に必要があるため選任する。

4. 指針の基準に満たない委員の選任理由について

大阪市文化財保護審議会（以下、審議会という）は、平成11年に大阪市文化財保護条例（以下、条例という）の施行に伴い、同条例に基づいて設置した審議会であり、文化財保護条例および同施行規則によりその設置について定められている。

審議会は、大阪市指定文化財の指定に関する諮問をうけ、大阪市内に所在する国・大阪府指定以外の文化財について、大阪市指定文化財として指定し、行政が保護を加えていくことが適切かどうか答申をすることを主な目的として設置されているものである。本市においては、平成11年以降、審議会の答申に基づき、大阪市指定文化財として335件の文化財

を指定している。

審議会においては、諮問を受けた文化財について、その文化財に関する歴史的な由来や重要性にとどまらず、本市における同種の文化財の分布や地域性をふまえて検討を加え、学問的に多角的な観点から指定文化財とすることが適当かどうかを審議する必要がある。

したがって、審議にあたっては、単に文化財について専門的な知識を有しているだけではなく、学問的に多角的な観点から検討を加える能力を有し、かつ、市内の歴史や文化財について精通している必要があるものの、そのような人材が限られている。

現在委嘱している委員については、本年6月30日に2年の任期が終了する予定であり、直近には令和7年3月31日に審議会を開催したが、これまでの審議経過から継続審議案件となっている状況にある。

これまでの審議経過を踏まえつつ、積み残しの案件について、学術的な位置付けを行って指定の候補とし、審議・答申を行うためには、審議会の改選にあたって、いままでの経緯ならびに専門的分野に熟知しており、意見を述べ的確に判断を示すことのできる人材が限られるため、引き続き任期満了となる委員に、指導・助言と審議を仰ぐかたちが不可欠ではないか、と考えている。そのため、今回の委員の選任にあたっては「審議会等の設置及び運営に関する指針」の基準を満たすことが困難な現状である。

しかしながら、下記の理由により、いずれの委員も学術的な専門家であり、建築、歴史、美術工芸、民俗など、大阪市域の文化財にかかる各専門分野の第一人者であるとともに、大阪市域における文化財に精通している人物であり、今回再任としたい。

(1) 在任期間が引き続き4年を超える委員についての選任理由（委員の専門分野及び業績）について

・有坂 道子

専門分野は日本近世史、大阪の近世史の全般に通じており、長く『新修大阪市史』の編纂にかかわる課程で、大阪の商家や文人にかかる記録・文書を調査・研究し、その成果を踏まえ、大阪の知識人の文化・経済活動等に関する多彩な研究活動を行っている。著書は『幕末京都における医家と医療』、『身分的周縁と近世社会5 知識と学問をになう人びと』（共著）など多数。

・石川 知彦

専門分野は日本美術史、特に仏像彫刻等、仏教美術について詳しい。長く大阪市立美術館で学芸員をつとめ、仏教美術を題材にした展覧会を多数実施した実績をふまえ、龍谷ミュージアムでも多彩な研究活動を行っている。著書は『聖徳太子の信仰の美術』（共著）、『図説 役行者』（共著）など多数。

・市 大樹

専門分野は日本古代史、特に飛鳥、奈良時代の古代都城の研究をおこなっている。現職の前の勤務先である奈良文化財研究所では、出土した木簡の研究も手掛けるとともに、同時代の遺跡である大阪市所在の難波宮跡をはじめとする古代遺跡の研究にも詳しい。

著書は『飛鳥藤原木簡の研究』（単著）、『飛鳥の木簡—古代史の新たな解明—』（単著）、「大化の改新と改革の実像」（『岩波講座日本の歴史2』）、『古代日本と古代朝鮮の文字文化交流』（共著）など多数。

・植松 千代美

専門分野は植物生態学。「市民参加による大学付属植物園を利用した環境教育プログラムの開発」など、市大付属植物園等を活用した市民向けの普及啓発活動を企画。「都市と森の共生をめざす研究会」等を主催。著書に『クローン植物大量生産の実際技術』（共著）、研究論文に「木本組織培養」「有用植物遺伝資源の長期保存法の確立」など。

・大森 恵子

専門分野は民俗学で、特に宗教儀礼を専門とする。平野の融通念仏儀式など、市内での民俗調査を多数実施。著書に『稻荷信仰と宗教民俗』など。市内の寺院、神社に伝わる習俗・儀礼などにも造詣が深い。

・尾野 善裕

専門分野は日本考古学及び陶磁史で、歴史時代（飛鳥～江戸時代）について幅広い見識をもつ。京都国立博物館工芸室長を経て現職。前職では「日本人と茶—その歴史・その美意識—展」「京焼—みやこの意匠と技—展」「魅惑の清朝陶磁展」など伝世品と考古資料を関係付けた展示を企画した。著書に『新修 名古屋市史 資料編 考古2』（共著）などがある。

・京樂 真帆子

日本史のうち特に平安時代～鎌倉時代を中心とする王朝文化に詳しい。木簡の研究など、難波宮跡、四天王寺など大阪の古代史研究にも造詣が深い。著書に『平安京都市社会史の研究』、現在行っている研究としては「古代・中世における乗り物文化の学際的研究」など。

・草野 顕之

専門分野は中世史。大坂（石山）本願寺に代表されるように、大阪と真宗とは歴史上深い結びつきがある。こうした真宗教団関係の中世史料について、組織や制度の問題を戦国期から南北朝時代にさかのぼって研究。著書は『戦国期本願寺教団史の研究』、『真宗教団の地域と歴史』など多数がある。

・谷 直樹

専門分野は日本建築史で、なかでも近世建築や産業文化財について優れた研究を数多く発表しており、大阪の建造物全般について広い知識を有している。市内における橋梁等の産業文化財をはじめとする建造物調査にも早くから関わっており、市内各所に所在する建築関係の文化財に関する学問的な研究は優れて膨大である。著書に『中井家大工支

配の研究』、『まちに住まう・大阪都市住宅史』（共著）などがある。

・百橋 明穂

専門分野は美術工芸（仏画）。仏教美術にかかる絵画史料、すなわち仏画について、大阪市内に多数残っている平安～鎌倉時代の資料に関する調査に早くから関わっており、その学問的知識は比類がない。著書には『仏教美術史論』、『東アジア美術交流史論』、『古代壁画の世界 高松塚・キトラ・法隆寺金堂』などがある。

・中嶋 節子

専門分野は近代建築史・近代都市史で、他に歴史的環境保全などに造詣が深い。これまでに市内の近代化遺産（交通、産業遺産など）、住宅などの調査を手掛け、伝統的町家、長屋などの活用計画などもおこなっている。著書に『近代日本の郊外住宅』、『近代とは何かー都市・建築・歴史シリーズ』7（共に共著）など。

・橋爪 節也

専門分野は近世・近代美術史で、特に大阪の美術に詳しい。大阪市立近代美術館（仮称）建設準備室主任学芸員を長く務め、大阪の近世・近代を取り上げた展覧会等を多数主催した。幅広い知識をもち、同時代の博物学等の関連分野を取り込んだ研究、事業展開は評価が高い。著書は『モダン心斎橋コレクションーメトロポリスの時代と記憶』（単著）、『天神祭り』（共著）、『大大阪イメージ繁殖するマンモス、モダン都市の幻想』（単著）など、多数。

・弘本 由香里

都市文化に造詣が深く、生活、文化の視点で住まいやまちづくりについて総合的な研究をおこなっている。行政等へのアドバイザーとしても各種委員を歴任。著書に『大阪 新長屋暮らしのすすめ』、『自治都市大阪の創造』（ともに共著）などがある。

・古川 武志

専門は近現代史。大阪の近代史料の調査をおこない、特に大阪の大衆文化に詳しい。著書に『モダン道頓堀探検』（共著）、執筆論文に「洋楽の展開と道頓堀ジャズ」、「戎橋筋商店街百周年ー画像に見る戎橋、戎橋筋ー」などがある。

・丸山 宏

専門分野は名勝で、日本庭園を中心に、近代都市公園や文化的景観など、幅広いフィールドに及ぶ。日本造園学会理事、文化庁文化審議会専門委員などを務める。特別史跡大坂城跡をはじめとした大阪の歴史公園にも詳しい。『近代日本公園史の研究』、『造園を読むーランドスケープの四季』（共著）、『環境デザイン学ーランドスケープの保全と創造ー』（共著）などがある。

- ・ 森下 章司

専門分野は考古学で、特に先史～古墳時代に詳しい。銅鏡をはじめとする古墳時代の研究を中心に、関連する中国や朝鮮半島を含めた幅広い地域を研究対象としている。道教を中心とした信仰分野にも詳しい。著書に『古墳の古代史－東アジアのなかの日本』（単著）、『五斗米道の成立・展開・信仰内容の考古学的研究』（共著）などがある。

- ・ 森西 真弓

日本芸能史、上方伝統芸能、近代日本演劇を専門分野とし、『上方芸能』の編集長を長く努めた。大阪固有の伝統芸能の形態や伝承について詳しい。主な著書『上方芸能への招待』、『上方芸能の魅力－雁次郎・玉男・千作・米朝の至芸』など。「咲くやこの花賞」受賞（1993）。

（2）委員で70歳を超える委員につき選任する理由について

- ・ 大森 恵子

専門分野は民俗学で、特に宗教儀礼を専門とする。平野の融通念仏儀式など、市内での民俗調査を多数実施。著書に『稻荷信仰と宗教民俗』など。市内の寺院、神社に伝わる習俗・儀礼などにも造詣が深く、この分野での余人をもって代えがたい。

- ・ 草野 顕之

専門分野は中世史。大坂（石山）本願寺に代表されるように、大阪と真宗とは歴史上深い結びつきがある。こうした真宗教団関係の中世史料について、組織や制度の問題を戦国期から南北朝時代にさかのぼって研究。著書は『戦国期本願寺教団史の研究』、『真宗教団の地域と歴史』など多数あり、余人をもって代えがたい。

- ・ 谷 直樹

専門分野は日本建築史で、なかでも近世建築や産業文化財について優れた研究を数多く発表しており、大阪の建造物全般について広い知識を有している。市内における橋梁等の産業文化財をはじめとする建造物調査にも早くから関わっており、市内各所に所在する建築関係の文化財に関する学問的な研究は優れて膨大である。著書に『中井家大工支配の研究』、『まちに住まう・大阪都市住宅史』（共著）などがあり、余人をもって代えがたい。

- ・ 百橋 明穂

専門分野は美術工芸（仏画）。仏教美術にかかる絵画史料、すなわち仏画について、大阪市内に多数残っている平安～鎌倉時代の資料に関する調査に早くから関わっており、その学問的知識は比類がない。著書には『仏教美術史論』、『東アジア美術交流史論』、『古代壁画の世界 高松塚・キトラ・法隆寺金堂』などがあり、余人をもって代えがたい。

・丸山 宏

専門分野は名勝で、日本庭園を中心に、近代都市公園や文化的景観など、幅広いフィールドに及ぶ。日本造園学会理事、文化庁文化審議会専門委員などを務める。特別史跡大坂城跡をはじめとした大阪の歴史公園にも詳しい。『近代日本公園史の研究』、『造園を読む—ランドスケープの四季』（共著）、『環境デザイン学—ランドスケープの保全と創造—』（共著）などがあり、余人をもって代えがたい。

大阪市文化財保護審議会委員名簿

委員を委嘱する者

氏 名	役 職 名	区分	専門	任期	備考
有坂道子	京都橘大学文学部歴史遺産学科教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	近世史	R.7.7/1 ～ R9.6/30	再委嘱
石川知彦	龍谷ミュージアム教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	美術工芸(仏像)		再委嘱
市 大樹	大阪大学文学研究科教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	古代史		再委嘱
植松千代美	いわてやまなし研究所代表	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	植物生態学		再委嘱
大森恵子	元佛教大学歴史学部非常勤講師	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	民俗		再委嘱
尾野善裕	京都国立博物館学芸部長	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	考古(歴史時代)		再委嘱
京楽真帆子	滋賀県立大学人間文化学部教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	中世史(平安～鎌倉時代)		再委嘱
草野顕之	大谷大学名誉教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	中世史(室町～戦国時代)		再委嘱
谷 直樹	大阪市立大学名誉教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	日本建築史		再委嘱
百橋明徳	神戸大学名誉教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	美術工芸(仏画)		再委嘱
中嶋節子	京都大学大学院人間・環境学研究科教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	近代建築史・近代都市史		再委嘱
橋爪節也	大阪大学名誉教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	美術工芸(近世・近代美術)		再委嘱
弘本由香里	大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所特任研究員	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	都市文化		再委嘱
古川武志	NSK株式会社	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	近現代史		再委嘱
丸山 宏	名城大学名誉教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	名勝		再委嘱
森下章司	大手前大学総合文化学部教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	考古(先史～古墳時代)		再委嘱
森西真弓	大阪樟蔭女子大学名誉教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	上方芸能・芸能史		再委嘱

大阪市文化財保護条例（抄）

（審議会）

第 53 条 文化財保護法第 190 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会に審議会を置く。

2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属するものとされた事項その他本市における文化財等の保護に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査し、又は審議するとともに、教育委員会に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

4 審議会の委員は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱し、又は命ずる。

5 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

大阪市文化財保護条例施行規則（抄）

（委員）

第 40 条 大阪市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の委員の再委嘱又は再任命は、これを妨げない。ただし、満 80 歳に達した者はこの限りでない。